

第三、賞與増額の件

中元賞與を七日分、年末賞與を十日分とす

第四、年令満期改正の件

願出通り五十五歳に延長す

第五、工作電氣、待遇改善の件

是は愈に製板製條と今額になす事製鐵所現行法に對比して
應じ難し然れ共現行の約二倍半位の奨励金を與ふる考へに
て今生産額に對する歩合を調査中なり來る十五日迄に決定
す

一、春期慰安會は毎年四月三日秋期は十一月中に於て之を
行ふ。其の方法は委員を設け協議決定す

一、十年以上勤続者及優良職工に對しては毎年四月三日表彰
をなす

一、本年六月廿日約束したる臨時退職手當金として支給額の

一、労働立金の七月分より十二月分を以て打切り年末賞與
と共に分配す其の比例は日給額に依る

一、本年十二月給料支給は十二月廿九日とす但し特に會員入
用の際は廿日以後に於ては半額減額を課す

右は七年十二月十一日より實施す